

## 米海事局、紅海・ペルシャ湾・西インド洋の治安警告を更新

こちらは、英文記事「[US MARAD updates its security warning for the Red Sea, Persian Gulf, and Western Indian Ocean region.](#)」（2022年10月4日付）の2023年3月10日更新版の和訳です。



2023年1月にインド洋がハイリスク海域から除外された一方で、米海事局は地域紛争や活発化する軍事活動、政治的緊張の高まりによって、表題の海域を航行する商船は継続的に脅威にさらされています。

2023年3月3日、米海事局（MARAD）は、ペルシャ湾、ホルムズ海峡、オマーン湾、アラビア海、アデン湾、バブ・エル・マンデブ海峡、紅海、西インド洋を航行する米国船籍の商船に対し、新たな勧告（[2023-003](#)）を発出しました。地域紛争や活発化する軍事活動、政治的緊張の高まりによって、同海域を航行する商船が引き続き脅威にさらされていることを警告する内容となっており、脅威の発生源が、無人航空機（UAV）や吸着機雷、爆発物を搭載したボート、海賊や武装強盗など多岐にわたる可能性も指摘しています。さらに、同海域を航行する船舶は警戒を怠った場合、[GPS干渉](#)や[AISスプーフィング（なりすまし）](#)、船舶間通信のスプーフィングなど、航海や通信を妨害される可能性もあるとしています。

### 推奨事項

MARADは同海域を航行する船舶に対し、安全対策の見直しを行い、AISを常時オンにしておくこと（特別な状況は除く。SOLAS条約に従う）、およびVHFチャンネル16を聴守することを呼びかけるとともに、以下のガイダンスを出しています。

- 航海前のリスク評価を実施し、適切な防御対策を本船の警備計画の中に盛り込むこと。
- 業界向けに発行されている以下のガイダンスを参考にすること。

- [紅海・アデン湾・インド洋・アラビア海での海賊防止および海上安全保障強化のためのベストマネジメントプラクティス（Best Management Practices to Deter Piracy and Enhance Maritime Security in the Red Sea, Gulf of Aden, Indian Ocean and Arabian Sea）](#)（BMP5）
- ボルチック国際海運協議会（BIMCO）、国際海運会議所（ICS）、国際独立タンカー船主協会（Intertanko）、国際乾貨物船主協会（Intercargo）、石油会社国際海事評議会（OCIMF）発表の[リスク緩和推奨策](#)（2021年1月）
- 国際海洋安全保障構成体（IMSC）の[ブリッジレファレンスカード](#)
- 錨泊中、または操船が制限されるような環境や低速で航行しているときは、常に警戒を怠らないこと。喫水線に注意を払い、泳いで近づいてくる人間や小型船などがいないか不審な行動に目を配ること。
- イエメン国内の港への入港やその付近を航行することは避け、イエメン領海や紅海のサウジアラビア領海に入域する場合は、監視を強化すること。
- BMP5に基づき、英国海軍商船隊司令部（UKMTO）との連絡体制を確立し、連絡を継続すること。また、事故や不審な活動が起きた場合は直ちに報告すること。
- 連合海軍からのVHFの呼び出しにはすべて応答すること。

MARAD 同様、[国際海事局海賊情報センター（IMB Piracy Reporting Centre \[PRC\]）](#)も船長・船主に対し、最新のBMP5の手順に従うことと、目視とレーダーによる24時間の監視の重要性を強調しています。接近してくるボートを早期に発見した場合に正確な判断ができるようになり、船長や民間武装警備員（PCASP）が、小型船やダウ船、漁船を避けるために十分な情報を得たうえで決定を下し、必要に応じて回避行動を取ったり、応援を要請したりできるようになります。また、IMB PRCは船長に対し、同海域の漁師は網を守るためなら商船に過度に接近することも厭わず、中には捕獲し

た魚を守るために武装している場合もあると注意喚起をしており、海賊と混同しないよう注意が必要です。

#### インド洋 - ハイリスク海域からの除外

船舶運航者や船長は、2023年1月1日から[インド洋をハイリスク海域（HRA）から除外するという業界の決定](#)は既にご存じのかと思います。しかしながら、同日以降も同海域に残る安全上の脅威がもたらすリスクを低減するために、引き続き脅威とリスクアセスメントを行い、またベストマネージメントプラクティスを実施することが推奨されます。また、英国海事貿易オペレーション UKMTO（the United Kingdom Maritime Trade Operations [UKMTO]）が管理する自主報告海域（Voluntary Reporting Area [VRA]）に変更はありません。自主報告海域に入る船舶は、引き続き英国海事貿易オペレーションへの報告と、BMP5に従って海事保安センター・ホーン・オブ・アフリカ（Maritime Security Centre for the Horn of Africa[MSCHOA]）に登録することが推奨されます。

その他の情報やアドバイスについては、GardのHot topicsのページ「[海上での海賊行為と武装強盗](#)」、[「イエメン- 港灣の状況について」](#)でもご確認いただけます。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gardは本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。